

市役所からのお知らせ

2月2日に変更

市長・市議会議員の選挙

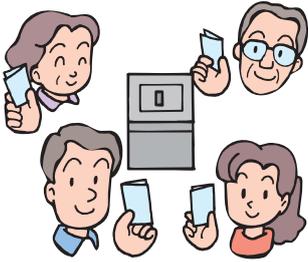
問合せ先 選挙管理委員会
☎ 内線 324

市長と市議会議員の選挙の予定を告示日1月26日(日)、投開票日2月2日(日)に変更しました。

市報11月号では、告示日1月19日(日)、投開票日1月26日(日)とお知らせしましたが、期日をそれぞれ7日間繰り延べすることになります。

これは、長崎県知事選挙の投開票が2月2日(予定)になったため、2月2日に3つの選挙を投開票することで、有権者の皆さんの負担を軽くするとともに、経費の節減などをするためです。

期日の変更によってご迷惑をお掛けすることになりましたが、お間違えのないようにお願いします。



平成26年度保育所の入所申込

問合せ先 子育て・子ども課 子育て支援係
☎ 内線 148

【受付期間】

12月2日(月)～18日(水)

【入所できる基準】

保育所(園)に入所できるのは、主に次の理由で家庭での保育ができない場合です。

ただし、同居の家族の人が代わってその児童の保育ができる場合は入所できません。

・親が家庭外労働に従事している。

・親が家庭内で家事以外の労働に従事している。

・出産予定日前2カ月間および出産後2カ月間。

・親が病気療養中、または障がい者である。

・親が長期にわたり病人や障がい者の看護に常時従事している。

・家庭が火災や風水害などに遭い、復旧にあたっている。

●入所希望者の数や定員超過などにより、希望する保育所に入所できない場合があります。

●現在入所中の人の申込書は不要ですが、受付期間内に「在園児家庭調査書」を提出する必要があります。

●申し込みに必要な書類は、子育て・子ども課、各保育所(園)または各支所・出張所に用意しています。

行政相談所

問合せ先 総務課行政係 ☎ 内線 321
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603、10

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】

12月12日(木)

午前10時～午後4時

【場所】

市役所3階小会議室

【行政相談委員(敬称略)】

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724

青木サチ ☎ 0956-74-0456

●鷹島会場

【日時】

12月12日(木)

正午～午後4時

【場所】

鷹島支所教養室

【行政相談委員(敬称略)】

小田鐵三郎 ☎ 0955-48-2444

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 総務課行政係
☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。

相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】

12月12日(木)

午後1時～4時30分

【場所】

市役所5階教養室

【主催】

長崎県司法書士会

休日における水道の補修当番

問合せ先 上下水道課水道業務係
☎ 内線 131

当番は次の通りです。水道の修繕のお申し込みは直接当番業者へお願いします(福島地区、鷹島地区は地区内の指定業者へご連絡ください)。

【12月】

(有) 松浦設備

☎ 0956-75-0176





▲ 見本

● 2枚1組を50円で松浦市役所市民生活課・福島支所市民課・鷹島支所市民課において頒布しています。

12月20日（金）

【申込期限】

平成26年のお正月には、ぜひこの環境にやさしい「新生活門松カード」をご利用ください。

このカードは、松などの樹木の保護を目的として、昭和30年代に始まり、後に再生紙に印刷されるようになりました。

長崎県新生活運動協議会ではくらしの簡素化や省資源・ゴミの減量化を一層推進するため「新生活門松カード」を頒布しています。

平成26年用
「新生活門松カード」について

問合せ先 市民生活課
☎内線 123

消費生活センターだより

●問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

換金困難な外国通貨の取引トラブル！

<事例1>

A社から「B社からコンゴフランのパンフレットが届いたら連絡してほしい」と電話で頼まれた。後日、A社にパンフレットが届いたと伝えると「B社からコンゴフランを買うことができるのは個人だけだ。当社の代わりにあなたが申し込んでくれないか。高額なお礼をする」と言われた。250万円分購入したが、いつになってもA社が買い取ってくれない。(70歳代 女性)

<事例2>

C社から「D社から送ってくるパンフレットをうちの会社に譲ってもらえないか。謝礼金を2万円渡します」と電話があった。数日後、D社からパンフレットが送られてきた。「今、急成長しているベトナムドルを購入しないか？」といった内容だった。(70歳代 女性)

<ひとこと助言>

こういった電話勧誘による外国通貨は、国内のほとんどの銀行では両替ができず、空港などの両替所でも両替が困難な通貨が多くあります。また、実際の換金レートよりも、はるかに上回る価格で売られていたりします。

こういった説明を事前にしていないことから、詐欺的なものである可能性が高い取引です。

お金を払ってしまうと、連絡が取れなくなったりして、返金・解約取り消しなどが難しくなります。

業者の勧誘には一切耳を貸さず、断りましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。



消費生活センター

土地・中古住宅を

売りたい・買いたい

お客様の住宅や不動産に関する悩み心配事など様々なご相談に応じます。



株式会社 **グッド・ハウス**

不動産
事業部

☎ **72-3718**

〒859-4502 長崎県松浦市志佐町里免315-4 ✉ good@alpha.ocn.ne.jp



アパート 貸家 土地 中古住宅

借りたい 貸したい
ご相談に応じます。